

組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第 1 条 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                 | 改正前                                                   |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (庶務)<br>第 22 条 委員会の庶務は、 <u>福祉部地域共生推進課</u> において処理する。 | (庶務)<br>第 22 条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部地域包括ケア課</u> において処理する。 |

(和光市保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 和光市保健センター設置及び管理条例（昭和 56 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                                                                                             |     | 改正前                                                                                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <u>和光市健康増進センター設置及び管理条例</u><br>(設置)<br>第 1 条 市民の健康の保持及び増進を図るため、 <u>健康増進センター</u> （以下「センター」という。）を設置する。<br>(名称及び位置)<br>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 |     | <u>和光市保健センター設置及び管理条例</u><br>(設置)<br>第 1 条 市民の健康の保持及び増進を図るため、 <u>保健センター</u> （以下「センター」という。）を設置する。<br>(名称及び位置)<br>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 |     |
| 名称                                                                                                                                              | 位置  | 名称                                                                                                                                          | 位置  |
| <u>和光市健康増進センター</u>                                                                                                                              | (略) | <u>和光市保健センター</u>                                                                                                                            | (略) |

(和光市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第3条 和光市予防接種健康被害調査委員会条例（平成30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                            | 改正前                                                |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| (庶務)<br>第9条 委員会の庶務は、 <u>健康部健康支援課</u> において処理する。 | (庶務)<br>第9条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部健康保険医療課</u> において処理する。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年6月8日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

組織の見直しに伴い所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。